

新旧対照表  
【システム導入官署における輸入通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 249 号）】  
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>システム導入官署における輸入通関事務処理体制について</p> <p>輸出入・港湾関連情報処理システム（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和 52 年法律第 54 号）第 2 条第 1 号に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）及び通関情報総合判定システム（以下「判定システム」という。）の導入官署（以下「システム導入官署」という。）における輸入通関事務処理体制を定め、平成 12 年 4 月 1 日から実施することとしたので了知されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 基本的な審査方法等 及び（省略） 受付管理事務</p> <p>1 区分 2 又は区分 3 として選定された輸入申告等に係る申告情報を担当部門において受信した際には、統括審査官（統括審査官が置かれていない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者）又はその命を受けた者（以下「統括官等」という。）は、次の事務を行う。</p> <p>イ 申告情報を受信した後提出される仕入書又はこれに代わる書類その他課税標準の決定のための必要な添付書類（以下「添付書類等」という。）の有無の確認（航空の貨物情報を有する貨物にあっては、輸入申告等に係る申告控を含む。） なお、輸出入・港湾関連情報処理システムにより仕入書に代わる書類（関税法基本通達 68 - 3 - 2 に規定する提出をいう。）又は包装明細書が提出された場合には、必要項目が入力されているか又は正確に入力されているか等を確認し、疑義が認められる場合には書面によりこれらに関係する書類の提出を求めるものとする。</p>	<p>システム導入官署における輸入通関事務処理体制について</p> <p>輸出入・港湾関連情報処理システム（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和 52 年法律第 54 号）第 2 条第 1 号に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）、税関手続申請システム（以下「申請システム」という。）及び通関情報総合判定システム（以下「判定システム」という。）の導入官署（以下「システム導入官署」という。）における輸入通関事務処理体制を定め、平成 12 年 4 月 1 日から実施することとしたので了知されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 基本的な審査方法等 及び（同左） 受付管理事務</p> <p>1 区分 2 又は区分 3 として選定された輸入申告等に係る申告情報を担当部門において受信した際には、統括審査官（統括審査官が置かれていない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者）又はその命を受けた者（以下「統括官等」という。）は、次の事務を行う。</p> <p>イ 申告情報を受信した後提出される仕入書又はこれに代わる書類その他課税標準の決定のための必要な添付書類（申請システムにより提出されたインボイス情報及び添付資料情報を含む。以下「添付書類等」という。）の有無の確認（航空の貨物情報を有する貨物にあっては、輸入申告等に係る申告控を含む。） なお、輸出入・港湾関連情報処理システムにより仕入書に代わる書類（関税法基本通達 68 - 3 - 2 に規定する提出をいう。）又は包装明細書が提出された場合には、必要項目が入力されているか又は正確に入力されているか等を確認し、疑義が認められる場合には書面によりこれらに関係する書類の提出を求めるものとし、受信した申告情報の「インボイス番号」欄に申請システムの「インボイス受理番号通知」情報の受理番号が表示されている場合又は「記事」欄に「添付資料情報登録業務」</p>

新旧対照表  
【システム導入官署における輸入通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 249 号）】  
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>□～チ (省略) 2 及び 3 (省略)</p> <p>審査事務</p> <p>1 事前審査</p> <p>審査担当者は、統括官等が指示したポイントを踏まえるとともに、次に掲げる事項の審査を行う。</p> <p>～ (省略)</p> <p>2 事前審査実施上の留意事項</p> <p>～ (省略)</p> <p>輸出入・港湾関連情報処理システムを使用した輸入申告等について、事後審査（調査部門で行うものを除く。）を行うこととした場合は、「審査終了」業務において事後審査とする旨の入力を行うとともに、その旨を輸出入・港湾関連情報処理システムの「担当者記事欄」に入力し、必要に応じ申告情報を画面に出力する。</p> <p>3 (省略)</p> <p>第 2 ~ 第 5 (省略)</p>	<p>による減免税等手続等の受理番号が表示されている場合には、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して、当該申告に係るインボイス情報又は添付資料情報であるか否か等の確認を行う。</p> <p>□～チ (同左) 2 及び 3 (同左)</p> <p>審査事務</p> <p>1 事前審査</p> <p>審査担当者は、統括官等が指示したポイントを踏まえるとともに、次に掲げる事項の審査を行う。</p> <p>なお、申告情報又は申告控の「インボイス番号」欄に申請システムの「インボイス受理番号通知」情報の受理番号が表示若しくは記載されている場合又は「記事」欄に「添付資料情報登録業務」による減免税等手続等の受理番号が表示若しくは記載されている場合は、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は添付資料情報照会業務」等を利用して審査を行う。</p> <p>～ (同左)</p> <p>2 事前審査実施上の留意事項</p> <p>～ (同左)</p> <p>輸出入・港湾関連情報処理システムを使用した輸入申告等について、事後審査（調査部門で行うものを除く。）を行うこととした場合は、「審査終了」業務において事後審査とする旨の入力を行うとともに、その旨を輸出入・港湾関連情報処理システムの「担当者記事欄」に入力し、必要に応じ申告情報を画面に出力する。また、申請システムによりインボイス情報が提出されている場合は、必要に応じ画面に出力等行うものとする。</p> <p>3 (同左)</p> <p>第 2 ~ 第 5 (同左)</p>